

食品安全委員会第 165 回会合議事録

1 . 日時 平成 18 年 10 月 26 日 (木) 14:00 ~ 14:55

2 . 場所 委員会大会議室

3 . 議事

(1) 大臣挨拶

(2) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 トルフェンピラド

・動物用医薬品 トルトラズリル

(厚生労働省からの報告)

(3) 添加物専門調査会における審議状況について

・「イソブタナール」に関する意見・情報の募集について

(4) 農薬専門調査会における審議状況について

・「クロチアニジン」に関する意見・情報の募集について

・「ピフェナゼート」に関する意見・情報の募集について

(5) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

・農薬 ノバルロンに係る食品健康影響評価について

・農薬 フルベンジアミドに係る食品健康影響評価について

・農薬 ボスカリドに係る食品健康影響評価について

(6) 食品安全モニターからの報告 (平成 18 年 9 月分) について

(7) その他

4 . 出席者

(委員)

見上委員長代理、小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、本間委員

(内閣府)

高市大臣、柿田秘書官

(説明者)

厚生労働省 松田基準審査課長

(事務局)

齊藤事務局長、日野事務局次長、小木津総務課長、國枝評価課長、吉岡勧告広報課長、
境情報・緊急時対応課長、永田リスクコミュニケーション官、中山評価調整官

5．配布資料

資料 1 - 1 食品健康影響評価について

資料 1 - 2 暫定基準を設定した農薬等に係る食品安全基本法第 24 条第 2 項の規定に
基づく食品健康影響評価について

資料 2 添加物専門調査会における審議状況について（イソブタナール）

資料 3 - 1 農薬専門調査会における審議状況について（クロチアニジン）

資料 3 - 2 農薬専門調査会における審議状況について（ピフェナゼート）

資料 4 - 1 ノバルロンに係る食品健康影響評価について

資料 4 - 2 フルベンジアミドに係る食品健康影響評価について

資料 4 - 3 ポスカリドに係る食品健康影響評価について

資料 5 食品安全モニターからの報告（平成 18 年 9 月分）について

6．議事内容

見上委員長代理 ただ今から「食品安全委員会」第 165 回会合を開催いたします。

本日は、6 名の委員が出席です。

さらに、厚生労働省から松田課長に御出席いただいております。

また、本日は 9 月 26 日の内閣発足により、食品安全担当の特命大臣になられました高市大臣に御出席いただいております。

それでは、会議全体のスケジュールにつきまして、お手元の資料「食品安全委員会（第 165 回会合）議事次第」がございますので、御覧いただきたいと思います。

初めに、高市大臣からごあいさつをいただきたいと思います。高市大臣よろしく願います。

高市大臣 先生方、こんにちは。9 月 26 日に、食品安全担当大臣を拝命いたしました高市早苗でございます。

平成 15 年 7 月に食品安全基本法が施行され、食品安全委員会が発足してから、約 3 年 3

か月が経過しましたが、先生方には、国民の健康の保護を最優先に考えていただき、これまで科学に基づく食品安全行政が着実に展開されてきたところと思います。心から先生方の御尽力に敬意を表し、また感謝いたします。

国民にとって「食の安全」は、最大の関心事だと言っても過言ではありません。私自身も、女性の会や教育者の関係の会などで『食べ物の安全確保のため、どうかよろしく願います』と、たくさんのお声を頂戴しております。

この外、食品安全委員会におかれましては、まず科学に基づく食品安全行政を推進する上で最も重要な客観的かつ中立公正なリスク評価を実施し、それから食品の安全性に関する国内外の情報の収集・整理をしっかりといただき、重大な食品事故等の緊急時において的確な対応を行っていただきますこと、また、是非とも先生方から正確で分かりやすい情報を発信すること、さらには、消費者など関係者との情報・意見交換にお取り組みいただくことなど、それぞれ御専門の先生方でございますので、大いに御期待申し上げます。これからもどうぞよろしく願います。ありがとうございます。

見上委員長代理 高市大臣 どうもありがとうございました。

現在、食品安全委員会はBSE問題だけではなく、残留農薬等に関するポジティブリスト制度の導入等に伴い、評価案件が増大しているなど、さまざまな課題を抱えております。高市大臣におかれましては、食品安全委員会の運営に関しまして、御助言等をいただければ幸いです。今後ともよろしく願います。

高市大臣 こちらこそよろしく願います。

見上委員長代理 なお、高市大臣は他の公務の関係で、ここで御退席となります。大臣、本当にどうもありがとうございました。

高市大臣 大変勝手なことで、すみません。どうぞこれからもよろしく願います。失礼します。

(高市大臣退室)

見上委員長代理 それでは、議題に入る前に、お手元の資料の確認をお願いいたします。本日の資料は、全部で9点でございます。

資料1 - 1が「食品健康影響評価について」。

資料1 - 2が「暫定基準を設定した農薬等に係る食品安全基本法第24条第2項の規定に基づく食品健康影響評価について」。

資料2が「添加物専門調査会における審議状況について(イソブタナール)」。

資料3 - 1が「農薬専門調査会における審議状況について(クロチアニジン)」。

資料 3 - 2 が「農薬専門調査会における審議状況について（ピフェナゼート）」。

資料 4 - 1 が「ノバルロンに係る食品健康影響評価について」。

資料 4 - 2 が「フルベンジアミドに係る食品健康影響評価について」。

資料 4 - 3 が「ボスカリドに係る食品健康影響評価について」。

資料 5 が「食品安全モニターからの報告（平成 18 年 9 月分）について」でございます。

不足の資料はございませんでしょうか。

（「はい」と声あり）

見上委員長代理 それでは、議題に入らせていただきます。

「（２）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」でございます。

資料 1 - 1 にあるとおり、農薬 1 品目、動物用医薬品 1 品目について、それぞれ厚生労働大臣から 10 月 23 日付けで食品健康影響評価の要請がありました。厚生労働省の松田課長、よろしく願いいたします。

松田基準審査課長 それでは、資料 1 - 2 に基づきまして、簡単に説明申し上げます。

今回、食品安全委員会に食品健康影響評価をお願いする 2 品目でございます。この 2 品目につきましては、どちらもポジティブリスト制度を導入することによりまして、暫定基準を設定している品目でございます。

今回、1 品目については、農薬取締法に基づく適用拡大があったことから、それに併せて見直しの評価をお願いするものでございます。

もう 1 品目は、外国で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針に基づく、いわゆるインポートトレランスと言っておりますけれども、外国から基準の設定について、資料の提出があったことから、今回お願いするものでございます。

1 品目のトルフェンピラドでございますけれども、この品目は殺虫剤でございます。現行は、はくさい、キャベツ、ナス、トマト等に適用がございしますが、今回は非結球レタス、ネクタリン等への適用拡大が新たに申請されたものでございます。

本品目でございますけれども、実は平成 14 年に最初に登録されておりました、その後、1 回目の適用拡大があり、その際に食品安全委員会で一度評価をいただいております。具体的には、平成 16 年 10 月 7 日付けで、A D I については 0.0056mg/kg 体重/日ということで一度御評価をいただいている品目でございます。ここにも書いてありますとおり、J M P R 等では評価はなされておられません。

2 番目は、トルトラズリルでございますけれども、この品目につきましては、寄生虫駆

除剤でございます。これにつきまして、今回、牛、豚、鶏等に対する残留基準の設定が申請されたというものでございます。これにつきましては、F A O / W H O (J E C F A) における毒性評価等はありません。また、国際基準もございませんが、E U やオーストラリアで承認がありまして、残留基準が設定されているというものでございます。

以上でございます。

見上委員長代理 どうもありがとうございました。

松田基準審査課長 すみません。追加ですが、資料1 - 2の2枚目に参考資料として付けさせていただいておりますけれども、ポジティブリストが導入されて、暫定基準について計画的に見直しをするということで、委員会をお願いしているわけですが、今回の2品目については、これまでお願いしていた、今年の計画の中に入っていない品目だったものですから、参考資料にありますように、追加ということで、食品安全委員会に依頼させていただいております。これで今年依頼している品目は、185品目の物質になるかと思えます。よろしく願います。

見上委員長代理 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がありましたら、よろしく願いいたします。

國枝評価課長 190物質だと思います。優先物質の5つがございますので、トータルすると190になるかと思えます。

松田基準審査課長 そうですね。優先を入れると190物質です。

見上委員長代理 外にございませんか。

いずれにしても190もあるわけで、相当頑張らないと、なかなか1年の分は終わらないですね。

外にございませんか。

(「はい」と声あり)

見上委員長代理 どうもありがとうございました。

それでは、農薬トルフェンピラドにつきましては、農薬専門調査会において審議することとし、動物用医薬品トルトラズリルにつきましては、動物用医薬品専門調査会において審議することといたします。

それでは、次の議題に移ります。

「(3)添加物専門調査会における審議状況について」でございます。イソブタナールにつきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書(案)が提出されてい

ます。事務局から説明をお願いいたします。

國枝評価課長 それでは、資料2を御覧いただきたいと思います。

厚生労働省から食品安全委員会に意見を求められましたイソブタナールの指定に係る食品健康影響評価につきましては、添加物専門調査会において審議され、結果が取りまとめられております。

本日御了解をいただきましたらば、これにつきまして、幅広く国民に意見・情報を募った後に、食品安全委員会に報告したく思います。

国民の意見・情報の募集でございますけれども、本日の食品安全委員会終了後から11月24日までの30日間を考えております。

それでは、評価書(案)について、説明をしたいと思います。

1ページに「審議の経緯」の記載がございます。

2ページ目を御覧いただきたいと思います。

「1.はじめに」というところでございますが、イソブタナールは、強い刺激臭を有し、欧米では焼き菓子とか清涼飲料水など、様々な加工食品において、香りを再現するために添加されているものでございます。また、果物や野菜などの香気成分としての食品に天然に含まれていることが知られている外、酒類やパン類などの加工食品にも一般に含まれている成分でございます。

「2.背景等」でございますが、イソブタナールにつきましては、国際的に汎用されている添加物の香料ということで、既にJECFAで国際的にも安全性評価が終了し、一定の範囲内で安全性が確認され、また米国あるいは欧州、EU等で使用が認められているものでございます。

こういったものにつきましては、企業等からの指定要請を待つことなく、国が主体的に指定に向けた検討を開始するという方針が進められておりまして、今回のものについても、これに基づいて資料が収集されたところから、食品安全基本法に基づいて、食品安全委員会に食品健康影響評価の依頼がなされたものでございます。

香料については、厚生労働省が示した食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針には基づかず、厚労省で検討されました国際的に汎用されている香料の安全性評価の方法に基づいて、資料の整理が行われているものでございます。

「3.名称等」の「名称」「構造式」等は、そこに記載のとおりでございます。

「4.安全性」でございますが、遺伝毒性としては、細菌を用いる復帰突然変異試験はSalmonella typhimuriumを用いる標準的な試験を始め、多くの試験が行われておりまして、

結果は S9mix の有無に関わらず陰性であると考えられております。そこに記載のとおり、マウスリンパ腫培養細胞を用いた T K 突然変異試験では、陽性でございました。ただし、これは代謝活性化系存在下での試験はなされておられません。チャイニーズ・ハムスター卵巣細胞を用いた染色体異常試験において、S9mix が入っていない条件下で陽性でございましたが、代謝活性化系を導入することにより、活性は低下し、疑陽性又は陰性となっております。

in vivo の試験系では、そこに記載の雄マウスの骨髄を用いた染色体異常試験陽性との報告がございましたが、毒性が強くなる最高用量のみの反応でございました。一方、毒性が発現する用量まで試験された、そこに記載の雄ラットを用いた小核試験では、陰性であり、骨髄における染色体異常誘発性は再現できておりません。

その他の試験としては、チャイニーズ・ハムスターの卵巣由来細胞を用いた姉妹染色分体交換試験では S9mix の有無に関わらず陽性でありましたけれども、ヒトリンパ球を用いた試験においては、陰性でございました。また、ショウジョウバエ伴性劣性致死試験では陰性でございました。

「なお」ということで、OECDで行われております高生産量物質スクリーニング用データセットの初期評価報告のドラフトでは、本物質で実施された大多数の in vitro バクテリア変異原性試験は陰性でありましたが、代謝活性化系非存在下ではバクテリアに変異原性を示し、動物の培養細胞を用いた in vitro 試験の幾つかで変異原性及び遺伝毒性を示し、4つの in vivo 遺伝毒性試験のうち3つが陰性であったとの記述がございます。

以上のように、多くの試験がなされておりますが、明確な変異原性はマウスリンフォーマの T K 試験と哺乳類の培養細胞を用いる染色体異常試験でのみ認められております。細菌を用いる復帰突然変異試験が陰性であることを考え合わせると、マウスリンフォーマ T K 試験の陽性結果は、染色体異常誘発性に基づくものと考えられます。染色体異常誘発性に関しては、マウスの骨髄を用いる染色体異常試験においては、毒性の見られる最高用量においてのみ陽性であり、最大耐量まで試験したマウス及びラット骨髄小核試験では陰性でございました。したがって、がん原性試験の結果が陰性であることも考え合わせると、イソブタナールには生体にとって問題となる遺伝毒性はないものと考えられる。特に、香料として用いられるような低用量域においては、問題ないものと考えられるという結果でございました。

「(2) 反復投与毒性」としては、ラットへの強制経口投与による 90 日間の反復毒性試験が行われており、NOAEL は 60 mg/kg 体重/日 でございました。

「(3)発がん性」につきましては、経口投与による試験データは見当たっておりません。

「(4)その他」ということで、内分泌かく乱性を疑わせる報告は見当たっておりません。また、マウス及びラットにおける吸入毒性試験が実施されておりますが、これらの試験は高用量の非経口投与によるものであり、本物質を食品添加物として摂取する際の暴露形態とは異なることから、本評価においては参考データとすることにされました。

「5.摂取量の推定」でございますけれども、これについては、全量を人口の10%が消費していると仮定するJECFAのPCTT法によりますと、米国及び欧州における1人1日当たりの推定摂取量は66及び113 μg となります。正確には認可後の追跡調査による確認が必要になると考えますが、既に認可されている香料物質の我が国と欧米の推定摂取量が同程度との情報があることから、我が国でも本物質の推定摂取量は、おおよそ66～113 μg の範囲になると推定されております。「なお」ということで、食品中にはもともとイソブタナールというのは存在しているわけでございますけれども、本物質の摂取量というのは、意図的に添加された本物質の98倍であるとの報告があります。

「6.安全マージンの算出」ということでは、90日間の反復投与毒性試験のNOAEL 60 mg/kg 体重/日と、想定される推定摂取量を日本人の平均体重で割ることで算出された体重当たりの推定摂取量と比較し、安全マージンは2万6,500～4万5,500 が得られております。

「7.構造クラスに基づく評価」ということで、これは構造クラスIに分類され、生体内では生体成分と同一経路で代謝され、それらは主として二酸化炭素と水に代謝され、尿中及び呼気中に比較的速やかに排出されます。

「8.JECFAにおける評価」ですが、JECFAでは1997年に飽和脂肪族非環式分岐鎖状一級アルコール類、アルデヒド類、酸類のグループとして評価され、クラスIに分類されております。推定される摂取量は、クラスIの摂取許容量1,800 μg /ヒト/日を下回ることから、香料としての安全性の懸念はないとしています。

「9.『国際的に汎用されている香料の我が国における安全性評価法』に基づく評価」ですが、これは6ページのデシジョンツリーに基づいて評価されたものでございますけれども、本物質は生体内において遺伝毒性はないと考えられる。また、クラスIに分類され、安全マージンは90日間反復投与毒性試験の適切な安全マージンとされている1,000を大幅に上回り、かつ想定される摂取量はクラスIの摂取許容量1,800 μg /ヒト/日を超えていない。

以上から「10. 評価結果」ということで、イソブタナールを食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられると評価した。

以上でございます。

見上委員長代理 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

見上委員長代理 どうもありがとうございました。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることといたします。

次の議題に移らせていただきます。

「(4) 農薬専門調査会における審議状況について」でございます。クロチアニジン、ピフェナーゼートにつきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書(案)が提出されています。事務局から説明をお願いいたします。

國枝評価課長 それでは、お手元の資料3-1及び3-2に基づきまして御説明申し上げます。

まず、資料3-1についてですが、厚生労働省から食品安全委員会に意見を求められましたクロチアニジンに係る食品健康影響評価については、本年9月25日に開催された農薬専門調査会総合評価第二部会及び10月4日に開催された農薬専門調査会幹事会において審議され、審議結果(案)が取りまとめられました。

本日御了解いただきましたら、この案につきましては、幅広く国民に意見・情報を図った後、食品安全委員会に報告したいと思えます。

「1) 募集期間」としては、本日、御了解いただいた後、11月24日金曜日までの30日間にしたいと思っております。

評価書(案)ということで「クロチアニジン(第2版)」になります。

3ページを御覧いただきたいと思えます。本評価書(案)については、先ほど説明しましたように、第2版になっておりまして、既に一度、食品安全委員会で食品健康影響評価の審議が行われているものでございます。

第2版の経緯を御覧いただきたいと思えますけれども、当初、農薬登録の適用拡大に関連して厚生労働省から食品健康影響評価の依頼があったものでございますが、その後、ポジティブリストの関連ということで、追加の要請があったものでございます。

6ページを御覧いただきたいと思えます。したがって、この評価書そのものについ

ては、一度できているということで、適用拡大の部分についての作物残留試験、予定摂取量に関する部分、表とか一部文章上の表現などを変えたということで、第1版とはほとんど相違がございません。したがって、関連するところをかつまんで説明したいと思いません。

6ページの「7. 開発の経緯」ですけれども、クロチアニジンはそこに記載のとおり、ネオニコチノイド系化合物の殺虫剤で、作用機構は昆虫の中樞神経系のニコチン性アセチルコリン受容体に対するアゴニスト作用ということで、既に登録はされていたわけですが、2005年5月に農取法に基づく適用拡大ということで、はくさい、ブロッコリー、アスパラガスなどがなされたものでございます。

13ページを御覧いただきたいと思いますが、真ん中より少し下になりますけれども、今回申請された作物は、はくさい、ブロッコリー、リーフレタス、サラダ菜、アスパラガス、にら、えだまめ、ネクタリン、あんず、いちごでございます。

それに関連するものということで、作物残留試験は30ページから31、32、33ということで、たくさんの作物が入るんですけれども、その中で今回追加のものが作物残留試験という形で追加となっております。

もう一つ、推定摂取量というものも適用作物について求めておるわけでございますけれども、これにつきましては、先ほどの作物残留試験を基にフードファクターなども評価して、34ページに「別紙4：推定摂取量」と書いてございます。推定摂取量ということで、34ページ、35ページにございまして、国民平均でいきますと、161.6 µg/ヒト/日というのが推定摂取量の結果になっておるところでございます。

以上の部分が加筆されたこととなります。

24ページになりますが「111. 総合評価」ということで、その部分だけが追加になったということになりますが、評価書では、ラットでの動物体内運命試験、土壌運命試験、加水分解及び水中分解試験、火山灰壤土などを用いた土壌残留試験、今お話ししました作物残留試験などが行われております。

25ページですけれども、毒性試験では26ページの表のような試験が行われております。

遺伝毒性試験については、22ページにまとめがございまして、こういった試験が行われております。

そういった結果の中で、各試験の無毒性量は表26のようなもので、最小値というのがラットの雌の慢性毒性/発がん性の併合試験の9.7 mg/kg 体重/日ということで、これを基にしまして、27ページになりますが、その100分の1ということで、0.097 mg/kg 体重/

日をADIとして設定するものでございます。

それでは続きまして、資料3-2を御覧いただきたいと思います。

「農薬専門調査会における審議状況について」ということで、厚生労働省から食品安全委員会に意見を求められましたピフェナゼートに係る食品健康影響評価につきましては、本年9月25日に開催された第4回農薬専門調査会総合評価第二部会及び10月4日に開催された農薬専門調査会幹事会において審議され、審議結果(案)が取りまとめられました。

本日御了解いただけましたら、幅広く、本案につきまして、国民に意見・情報を募った後、食品安全委員会に報告したいと思います。

「1)募集期間」としては、本日食品安全委員会終了後から、11月24日金曜日までの30日間ということになります。

これも先ほどと同じなのですが、農薬評価書としては、第2版になります。

3ページ目を御覧いただきたいと思います。そこに記載のような形でございまして、第1版と第2版になりまして、今回は第2版になります。2005年3月24日に適用拡大ということで、うめ、ピーマン、やまいも、さといもなどでの登録の拡大申請でございしますが、それに係る食品健康影響評価がなされたものです。その後、ポジティブリスト関係ということで、新たに追加要請というのが7月に厚生労働省からまいているものでございます。

したがって、先ほどと同じように、実際の評価書そのもので記載の変更をした部分としては、作物残留試験と推定摂取量の部分ということで、それ以外のものについては、若干表の追加とか用語の修正とかはしておりますが、それ以外の大きな変更はございません。

6ページの「7.開発の経緯」を御覧いただきたいと思いますが、ピフェナゼートについては、ヒドラジン骨格を有する殺虫剤(殺ダニ剤)であり、ハダニやサビダニに対し速効的な効果を示すということになります。

今回は2005年3月24日に農取法に基づいて、うめ、ピーマンなどへの適用拡大登録申請がなされたものでございます。

19ページを御覧いただきたいと思います。表の上のところに書いてございますけれども、今回の適用拡大申請としては、うめ、ピーマン、あんずについては基準値の変更、さといも、やまいもも適用の拡大になりますけれども、こういったものが拡大になりました。

作物残留試験については36ページを御覧いただきたいと思います。36ページ、37ページに「別紙3:作物残留試験成績」と書いてございますが、今回拡大の対象になったもの、必要なものについて、残留試験が追加となっております。

それに伴いまして、表 8 の部分ですけれども、推定摂取量も該当するものについて、それにフードファクターをかけたものが追加という形になっており、「国民平均」のところは、19 ページの表 8 を御覧いただきますと、 $51.5 \mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$ という形になっております。その部分が追加、修正という形になっております。

以上ということで、30 ページを御覧いただきたいと思っておりますけれども「III .総合評価」ということになっておりますが、ラットを用いた動物体内運命試験、みかん、オレンジ、りんご、ナスなどを用いた植物体内運命試験、土壌中運命試験、加水分解、水中分解試験、火山灰壤土などを用いた土壌残留試験、先ほどお話ししました果実、野菜、お茶を用いた作物残留試験などが行われておりまして、今回の暴露評価対象としては、ピフェナゼートとそのアゾ体である代謝物 B というものを設定しております。

30 ページの下のところからは、それらに対する毒性試験の結果が付いておりまして、実際にまとめたものが表 22 に記載がございます。

31 ページの真ん中辺りに遺伝毒性がございますけれども、これは表 27、28 にピフェナゼート原体、それから代謝物の記載があるところでございます。

以上のようなことを考慮した上で、33 ページでございますけれども、各試験の無毒性量の最小値は、イヌを用いた 90 日間亜急性毒性試験の $0.9 \text{ mg}/\text{kg}$ 体重/日であったが、より長期の 1 年間の慢性毒性試験では、 $1.0 \text{ mg}/\text{kg}$ 体重/日であり、この差は、用量設定の違いによると考えられた。また、ラットを用いた慢性毒性/発がん性併合試験の無毒性量も $1.0 \text{ mg}/\text{kg}$ 体重/日であったので、これらを根拠として、安全係数 100 で除した $0.01 \text{ mg}/\text{kg}$ 体重/日を一日摂取許容量 (ADI) にしたということでございます。

以上でございます。

見上委員長代理 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今御説明いただいた内容、あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたらどうぞお願いいたします。

それでは、無いようですのでこの 2 剤、クロチアニジンとピフェナゼートの両農薬につきましては、意見・情報の募集手続に入ることといたします。

次の議題に移らせていただきます。

「(5) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。農薬ノバルロン、フルベンジアミド、ボスカリドに関する食品健康影響評価につきまして、専門調査会における審議、意見・情報募集の手続が終了しておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

國枝評価課長 それでは、資料4-1、資料4-2、資料4-3に基づいて、説明したいと思います。ノバルロン、フルベンジアミド、ボスカリドについてでございますけれども、これらについて、国民からの意見・情報の募集を行いました。その結果について、報告をしたいと思います。

資料4-1でございますけれども、一番最後のページの裏の「参考」を御覧いただきたいと思いますが、ノバルロンについては、特にございませんでした。

その間の期間に見直した中で、若干修正がございます。それが一番最後のページに書いてございますが、「食品安全委員会第165回会合資料(変更後)」「食品安全委員会第158回会合資料(変更前)」ということで、そこに記載のようなことです。

1つは「in vitro試験の処理濃度を追記」したということと、もう一つは最後の結論の部分ですけれども「食品安全委員会農薬専門調査会は、各試験の無毒性量の最小値はラットを用いた慢性毒性(52週間)/発がん性(24カ月)併合試験の1.1 mg/kg 体重/日であったので、これを根拠として、安全係数100で除した0.011 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した」ということで、根拠をより明確に記載いたしております。

それ以上の変更はございません。

既に細かい内容については説明しておりますので、説明は省略させていただきたいと思っております。

資料4-2でございますけれども、フルベンジアミドでございます。これについても、国民からの意見・情報の募集をしましたところ、一番最後のページをめくったところに「参考」がございますけれども、特に御意見はございませんでした。

修正箇所が若干ございます。これは一番最後のページにございますが「土壌中運命試験及び水中運命試験で『代謝物』と記載されていたところを『分解物』と修正」。

先ほどと同様の趣旨で、より結論の部分を詳細に書いたということでございます。

以上でございます。

資料4-3ですが、ボスカリドに係る食品健康影響評価に関する審議結果でございますが、後ろから1ページめくっていただきますと、これについても特に御意見はございませんでした。

変更点につきましては、先ほどと同様の部分でございますけれども「主要代謝物」というのを「主要分解物」にしました。

最後の結論の部分について、より丁寧に記載をさせていただいたということでございます。

それ以外の変更はございません。

以上でございます。

見上委員長代理 どうもありがとうございました。

ただ今の内容及び記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

無いようですので、本件の農薬3品目につきましては、それぞれノバルロンの一日摂取許容量を0.011 mg/kg 体重/日、フルベンジアミドの一日摂取許容量を0.017 mg/kg 体重/日、ボスカリドの一日摂取許容量を0.044 mg/kg 体重/日と設定するというので、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

見上委員長代理 それでは、次の議題に移ります。

次に「(6) 食品安全モニターからの報告(平成18年9月分)について」事務局から報告願います。

吉岡勸告広報課長 それでは、お手元の資料5に基づいて報告申し上げます。

食品安全モニターからの9月中の報告でございますが48件です。

内訳でございますが「食品表示関係」が9件。

「食品衛生管理関係」が8件となっております。

8月分におきまして、21件報告のございました「BSE関係」は5件となっております。

また「その他」が14件となっておりますが、このうち主なものといたしましては、放射線照射食品に関するものが4件、食育、いわゆる健康食品等に対する御意見、御報告です。

それでは、2ページでございます。食品安全委員会からのコメントを中心に報告をさせていただきますと思います。

「1. 食品安全委員会活動一般関係」といたしまして「食品安全委員会緊急時対応訓練へ」という御報告です。食品安全委員会が緊急時対応訓練を行うとの新聞記事を読んで、今後も訓練を続けてほしいと望みます。行政が迅速に対応してくれることが一番ありがたいという御報告です。

これに対するコメントですが、食品安全委員会では、発足以来緊急事態への対処等に関する体制の整備として、食品安全委員会及びリスク管理機関の相互間における緊急時の連絡体制を整備するとともに、相互に連携した対応を図るため、緊急時対応マニュアルを順次作成してきたところです。

平成18年度は、委員会内における緊急時対応能力の向上を図るため、緊急時対応訓練を

試行的に実施することとし、手始めに9月20日に、第1回訓練（机上シミュレーション）を実施いたしました。

今後も第2回訓練、第3回訓練の実施を予定しておりまして、緊急時に備え、平時からこうした訓練等を通じ、委員会における緊急時の対応能力の向上を図るとともに、リスク管理機関と連携し、迅速かつ適切な対応に努めてまいりますとしております。

3ページは「2．リスクコミュニケーション関係」でございます。「リスクコミュニケーションと義務教育について」と題しまして、平成16年7月の「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」の中に、「リスクコミュニケーションの在り方の基礎として、義務教育程度の知識があれば理解できる言葉と説明方法による情報提供が必要」とある。専門家・情報提供者は、具体的な語彙や知識のリストを明示する必要があるとの御意見です。

これに対するコメントでございますが、食品安全委員会では、国民の関心の高いテーマを中心に、リスク評価結果のポイントやQ & Aを作成し、ホームページに掲載する外、季刊誌等を通じて、分かりやすい解説を心がけてまいりました。また、意見交換会を開催し、できるだけ分かりやすく丁寧に説明を行うよう努めているところでございます。

さらに、食品の安全性に関する用語集を作成し、意見交換会などの機会を通じ配布しております。

また、本年6月から実施しているメールマガジンにおいても、食品の安全性に関する専門用語の解説を掲載し、より分かりやすい平易な言葉で説明するよう努めておりますとしております。

5ページにまいりまして「3．BSE関係」です。米国産牛肉に関する御意見が4件ございまして、これは原産地表示の徹底、説明会開催の時期等に関する御意見でございます。

6ページは、21か月齢、23か月齢のBSE感染牛に関しての接種試験の状況についての御質問です。

7ページにまいりまして「4．食品添加物関係」です。「人口甘味料の安全性について」消費者が正しく理解できるようにしてほしい。

これに対するコメントでございますが、食品安全委員会は、厚生労働省からの食品健康影響評価の要請を受け、御指摘の人口甘味料を含む食品添加物の安全性の評価を行っています。

具体的には、種々の動物試験等の結果を評価して、一日摂取許容量（ADI）を設定し、

このADIに基づき、リスク管理機関である厚生労働省が食品添加物の指定及び規格基準の設定を行い、安全性の確保を図っています。

また、食品安全委員会におきましては、食品添加物の安全性評価がどのように行われているかについて、ホームページ、意見交換会、季刊誌等を通じ、情報提供を行ってきておりますが、今後とも引き続き、消費者の正しい理解のため、努力していきたいと考えていますとしております。

8ページは「5．農薬関係」。

9ページは「6．動物用医薬品関係」。

9ページの下でございますが「7．化学物質関係」。アクリルアミドについて、適切な情報を発信してくださいという御意見です。

これに対する当委員会のコメントでございます。当委員会で作成しておりますファクトシートの内容を紹介しておりまして、加工食品中のアクリルアミドは、遺伝毒性や発がん性が懸念される物質であり、でん粉を多く含む食材を高温で加熱した食品に生成されるということを、2002年4月にスウェーデン政府が発表して以降、我が国を含め、世界各地で研究が進められてきております。

ジャガイモをゆでたり、蒸したりしても、生成は確認されておらず、フライドポテトやポテトチップスなどの素揚げ調理したものに生成が見られます。アクリルアミドは高温で加熱したさまざまな加工食品に含有することが分かっていますが、大切なことは、

十分な果実、野菜を含むさまざまな食品をバランスよく摂り、揚げ物や脂肪が多い食品の過度な摂取は控える。

炭水化物の多い食品は、必要以上に長時間高温で焼いたり、揚げたりしない。

生のジャガイモを低温で保存すると、でん粉の一部が糖へと変化するため、冷蔵庫に保存した生のジャガイモは揚げ物などの高温過熱を避ける。

ということです。

食品安全委員会は、アクリルアミドについて、引き続き、国内外の研究結果等の情報を収集し、必要に応じ、ファクトシートを改訂していくこととしております。

11ページは「8．汚染物質関係」で「近海魚のダイオキシン類検出について」の御意見です。

12ページは「9．新開発食品等関係」で「コエンザイムQ10について」本年8月の食品安全委員会のリスク評価結果を受けての御意見です。

これにつきまして、当委員会からは、コエンザイムQ10の安全性についての評価結果を

紹介し、この評価結果では、個別の製品の安全性については、事業者により適切に確保される必要があり、こうした観点からもリスク管理措置を講じる際には、事業者の責任で、用量を考慮した長期摂取での安全性の確認、摂取上の注意事項の消費者への提供、消費者の健康被害事例を収集させるなどについての指導を徹底することについても考慮されるべきであるとしております。

13 ページからは「10. 食品衛生管理関係」でございます。輸入食品の安全性に関する御意見等でございます。

16 ページにまいりまして「11. 食品表示関係」です。「加工食品の原産国表示について」「ベビーフードの食材の原産国表示について」「アレルギー物質を含む原材料の表示」等についての御意見です。

19 ページにまいりまして「12. その他」でございます。放射線照射食品に関しまして、慎重に検討し、消費者に納得のいく見解を示してほしい。各国の状況を調査した上で、利害を科学的にしっかり検討してほしい。正確な情報を発信してほしい。メリットやデメリットについて、その経過を消費者に知らせてほしいといった御意見でございます。

これについて、当委員会のコメントといたしましては、放射線照射食品は、食品衛生法において、認可された食品のみが流通、販売等ができることとなっており、また、これを認可するに当たっては、個々に食品安全委員会の評価を受ける必要があります。

食品安全委員会での評価は、食品個々の事情に応じて行われており、放射線照射食品の安全性の評価についても、厚生労働省から評価要請があった場合において、食品の種類、放射線照射の用途等を考慮した上で、必要な科学的情報に基づいて評価がなされることとなりますというコメントになっております。

21 ページは、いわゆる健康食品についての御意見です。

当委員会といたしましては、いわゆる健康食品についても、食品の安全性に関する情報収集及び提供や、必要に応じ、科学的知見に基づくリスク評価を行ってきたところであり、今後も厚生労働省始め関係省庁とも十分な連携協力を図りつつ、国民の健康の保護に努めてまいりますとしております。

22 ページは「食育とリスクコミュニケーション」です。子どもごころからの食育が必要であり、これが普及すれば、リスクコミュニケーションも円滑に進むようになると考えるという御意見でございます。

これにつきましては、当委員会のコメントとして、食品の安全性を始めとする食に関する知識と理解を深めることについては、本年3月に作成された食育推進基本計画において

も必要であるとされております。

食品安全委員会では、関係府省と連携し、食品の安全性に関する正確で分かりやすい情報の提供等を積極的に実施することで、食育の推進に努めているところですが、御指摘のとおり、食育の推進により、消費者等関係者相互間において双方向に情報、意見の交換を行うリスクコミュニケーションについても、その円滑化が図られるものと考えておりますとのコメントでございます。

以上でございます。

見上委員長代理 どうもありがとうございました。

ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

何か、今日は農薬がいっぱいありましたね。

本間先生どうぞ。

本間委員 どこで申し上げてよろしいか、ちょっと迷ったんでございます。私たちは幾つかの専門調査会に出ておりますね。そして、3年以上経ちまして、いろいろな議論が行われておりまして、それぞれの専門調査会で用語の対象範囲が少しずつ違ってきていることに出くわすようなんです。

例えば先週か先々週でしたでしょうか、遺伝子組換え食品等専門調査会がありましたときに、そこに食品添加物としての酵素剤の関係の審議が出てきたんであります。食品添加物というものの定義されている範囲、いわゆる添加物専門調査会というのがあって、そちらでやられている対象の範囲と、遺伝子の方でやられるのと、どうもぴたっと合っていないような気がするんです。

審議の過程は当然いろいろあるかと思いますが、実際にはこれが1つの概要として外へ出ていったときに、いつの間にか、範囲が一つずつ違っているものが載りかねないのではないかという気がいたしまして、やはり、ときどきそういうようなことを意識しないといけないと言っはいけませんけれども、そういう必要があるのではないかという気がいたしております。

私は自分の経験的に申しますと、かつて食品の表示に関わっていたときに、食品衛生法とJAS法で加工の定義が違っているんです。そうすると、2つの法律を同等に表現することは、もはやあり得ないというようなことにも出くわしてしまうので、まだ同じ委員会の中で、発足して3年そこそこですので、そういう矛盾が生じないような配慮を少しずつしていく必要があるのではないかと思います。感想でございますが、申し上げます。

見上委員長代理 どうもありがとうございました。

非常に重要な点で、法律によってとらえ方が違うということがあるとは思いますが。そういうことに関しましても、うちの事務局で各専門調査会を担当している方々がいるわけで、厚生労働省又は農林水産省の事務方とよく話して、可能な限り定義をはっきり定めるように是非、努力願いたいと思っております。

確かに法律ができたころは、遺伝子組換え食品の中で遺伝子組換えによってできる酵素などは、想像もつかなかったことだとは思いますが、実際問題として出てきた以上は、それぞれをどうやって解釈するかというのは、非常に重要なポイントだと思いますので、よろしく願います。

外にございませんか。長尾先生どうぞ。

長尾委員 7ページと8ページの上にある2つの質問です。これは関係行政機関にも回付しておりますとありますが、向こうの返事が来てから、改めて返事を出すのか、その辺はどうなんですか。

吉岡勸告広報課長 関係行政機関にも回付しておりますというものについては、関係行政機関に回付して、この報告内容についてもお伝えしたということでございまして、この後、関係省庁から、またコメントが来るといったようなことではございません。

長尾委員 そうですか。分かりました。

見上委員長代理 よろしいですか。外にございませんか。

どうですか。今日は外にございませんか。

小木津総務課長 これで議事は終了です。

見上委員長代理 それでは、本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。

以上をもちまして「食品安全委員会」第165回会合を閉会いたします。

次回の委員会につきましては、11月2日木曜日14時から開催を予定しておりますので、お知らせします。

なお、今月30日月曜日10時から、緊急時対応専門調査会を公開で開催。

同じく14時から、かび毒・自然毒等専門調査会を公開で開催。

31日火曜日10時から、汚染物質専門調査会を公開で開催。

同じく14時から、新開発食品専門調査会を非公開で開催。

11月1日水曜日14時から、農薬専門調査会幹事会を公開で開催。

同じく14時30分からは、農薬専門調査会総合評価第一部会が非公開で開催される予定でございます。

どうもありがとうございました。以上です。